



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 2月 3日 火曜日 第1529号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則.....	103
告 示	
地籍調査の成果の認証.....	103
土地改良事業の計画の変更の認可.....	103
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	103
町営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	104
肥料登録有効期間の更新.....	104
加入区の指定の一部改正.....	104
付保義務の消滅.....	104
愛媛県港湾管理条例施行規則第5条第5項及び第6項に規定する知事の指定する電子計算機の指定.....	104
道路の区域変更（一般国道494号）.....	104
道路の供用開始（ " ）.....	105
道路の区域変更（県道串中山線）.....	105
道路の供用開始（ " ）.....	105
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	105
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	106
道路の供用開始（ " ）.....	106
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	106
道路の供用開始（ " ）.....	107
道路の供用開始（県道後柿之浦線）.....	107
道路の区域変更（県道網代島越線）.....	107
道路の供用開始（ " ）.....	107
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	108
道路の供用開始（ " ）.....	108
道路の位置の指定.....	108

雑 報

公示による通知.....	108
--------------	-----

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 5 松山港（外港地区に限る。）の係留施設の使用に係る条例第5条の規定による申請又は第3項の規定による届出は、第1項本文又は前2項の申請書又は届出書に代えて電子情報処理組織（知事の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報

処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた申請又は届出は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

- 6 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、当該申請をした者に対する条例第5条の規定による処分の通知については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた処分の通知は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第201号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	大字三浦の一部	平成9年度から平成10年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿

- 2 認証年月日

平成16年 2月 3日

○愛媛県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市角野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年1月23日認可した。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第203号

大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・笹ヶ谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・笹ヶ谷地区）計画書の写し
- (2) 大西町営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 2月 4日から 3月 3日まで

3 縦覧場所

大西町役場

○愛媛県告示第 204 号

宮窪町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・ナベタ池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・ナベタ池地区）計画書の写し
- (2) 宮窪町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 2月 4日から 3月 3日まで

3 縦覧場所

宮窪町役場

○愛媛県告示第 205 号

川内町営中山間地域総合整備事業三内地区（惣田谷下工区）の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成16年 2月 4日から 2月23日まで

3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第 206 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

○愛媛県告示第 210 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成19年 2月 21日	愛媛県第1256号	混合有機質肥料	神協混合有機質肥料 A G B 1号	窒素全量 2.0 りん酸全量 6.0 加里全量 2.0	公定規格のとおり	神協産業株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1

○愛媛県告示第 207 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条第 3 項及び第 6 項の規定により、漁船損害補償法による加入区の指定（昭和36年 2月愛媛県告示第 158 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表越智郡の部上浦の項を次のように改め、同部御島の項を削る。

「大三島」 " 上浦町及び大三島町一円 "

○愛媛県告示第 208 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、次の加入区について、付保義務の発生（平成14年12月愛媛県告示第1984号）による保険に付すべき義務は、平成16年 2月 2日限り消滅したので、同条第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（今治地方局管内）

上浦加入区	御島加入区
-------	-------

○愛媛県告示第 209 号

愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）第 5 条第 5 項及び第 6 項に規定する知事の指定する電子計算機を次のとおり指定した。

平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	指定年月日
港湾 E D I システム（国土交通省と海上保安庁が港湾管理者と協力して開発した情報通信システムをいう。）の用に供する電子計算機	平成16年 2月 3日

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村笠方2898番3から 同村笠方2901番5まで	旧	メートル 4.5~11.6	キロメートル 0.132	
			新	9.2~23.0	0.132	

○愛媛県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村笠方2898番3から 同村笠方2901番5まで	平成16年2月3日

○愛媛県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串中山線	喜多郡内子町石畳2188番4から 同町石畳2188番3まで	旧	メートル 4.7~27.8	キロメートル 0.049	
			新	9.5~27.8	0.047	
"	"	喜多郡内子町石畳2188番3から 同町石畳2344番3まで	旧	5.2~12.4	0.177	
			新	5.2~12.4 13.9~23.1	0.177 0.049	
"	"	喜多郡内子町石畳2344番3から 同町石畳2618番2まで	旧	3.8~43.1	0.388	
			新	11.4~73.7	0.363	

○愛媛県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	喜多郡内子町石畳2188番4から 同町石畳2618番2まで	平成16年2月3日

○愛媛県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字只海乙418番6から 同大字乙418番8まで	旧	メートル 4.0～9.0 9.1～9.5	キロメートル 0.141 0.127	
			新	9.1～9.5	0.127	

○愛媛県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡三崎町平磯754番3から 同町平磯768番4まで	旧	メートル 4.6～25.3	キロメートル 0.188	
			新	11.0～29.6	0.188	

○愛媛県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡三崎町平磯754番3から 同町平磯768番4まで	平成16年2月3日

○愛媛県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	旧	メートル 4.6～7.2	キロメートル 0.056	
			新	16.8～26.0	0.055	
"	"	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	旧	4.6～6.4	0.055	
			新	14.0～22.4	0.052	
"	"	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	旧	4.6～6.6	0.029	
			新	23.6～28.6	0.028	

○愛媛県告示第 218 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	平成16年2月3日
"	"	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	"
"	"	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	"

○愛媛県告示第 219 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	北宇和郡津島町大浦字大浦丙 2 番 6 から 同町大浦字手石灘乙 2 番13まで	平成16年2月3日

○愛媛県告示第 220 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村網代495番 3 から 同村魚神山59番地先まで	旧	メートル 4 8 ~ 9 4	キロメートル 0 .100	
			新	15 5 ~ 51 5	0 .095	

○愛媛県告示第 221 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村網代495番 3 から 同村魚神山59番地先まで	平成16年2月3日

○愛媛県告示第 222 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都23番 2	旧	メートル 4.0～7.8	キロメートル 0.134	
			新	5.0～37.0	0.134	

○愛媛県告示第 223 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都23番 2	平成16年 2月 3日

○愛媛県告示第 224 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成16年 2月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
大洲市阿蔵字三反田甲1957番 1
- 2 申請人の住所氏名
大洲市田口字北正山甲25番地 3
有限会社大洲不動産
代表取締役 森本 健三
- 3 図面省略

雑 報

○公示による通知

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県東宇和郡城川町大
字高野子 500 番地）

- 住所不明 高 田 宏 明
- 住所不明 平 岡 長 治
- 住所不明 山 本 仁太郎
- 住所不明 行 定 栄
- 住所不明 榑 森 仙太郎
- 住所不明 先 来 安太郎
- 住所不明 田 岡 林三郎
- 住所不明 竹 森 弥三治
- 住所不明 行 川 長 吾
- 住所不明 竹 内 大 藏
- 住所不明 竹 内 庄 八
- 住所不明 越 知 石太郎

- 住所不明 高 橋 谷五郎
- 住所不明 宇 治 由太郎
- 住所不明 花 森 米治郎
- 住所不明 力 石 遠 治
- 住所不明 赤 松 仁 吉
- 住所不明 竹 内 安太郎
- 住所不明 竹 内 與太郎
- 住所不明 竹 内 竹治郎
- 住所不明 竹 内 金太郎
- 住所不明 榑 田 萬 治
- 住所不明 金 谷 卯三郎
- 住所不明 竹 内 浅治郎
- 住所不明 井 上 直治郎
- 住所不明 岡 村 民 八
- 住所不明 松 森 與太郎
- 住所不明 毛 利 市太郎
- 住所不明 有 馬 利三郎
- 住所不明 松 見 仙太郎
- 住所不明 松 見 定次郎
- 住所不明 竹 内 関太郎
- 住所不明 竹 内 兼次郎
- 住所不明 森 田 多四郎
- 住所不明 竹 内 熊五郎
- 住所不明 小 西 吉太郎
- 住所不明 金 谷 竹次郎
- 住所不明 金 谷 房 吉
- 住所不明 赤 松 重太郎
- 住所不明 市 森 紋太郎
- 住所不明 岡 村 長太郎
- 住所不明 毛 利 市 造

住所不明	森 田 市太郎
住所不明	古 沢 留次郎
住所不明	榊 田 友次郎
住所不明	渡 邊 作太郎
住所不明	渡 邊 信太郎
住所不明	金 谷 庄太郎
住所不明	酒 井 元 吉
住所不明	酒 井 兼 松
住所不明	三 川 久太郎
住所不明	田 村 金 吾
住所不明	酒 井 寅 松
住所不明	鶴 本 熊 治
住所不明	石 川 忠三郎
住所不明	大 田 治 吉
住所不明	大 田 源太郎
住所不明	酒 井 亀 吉
住所不明	毛 利 百太郎
住所不明	有 馬 安太郎

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成16年2月24日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年2月3日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成16年1月14日付け15媛収第6号審理の開催について
（審理開催の通知）

